

# 白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画

(案)

# 目 次

第1章	はじめに	1
第1節	改定にあたって	1
第2節	白岡市新型インフルエンザ等行動計画の位置付け	3
第3節	本計画の対象	4
第4節	本計画の見直し	4
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1節	対策の基本的な方針	5
第2節	地域全体での取組	6
第3節	実施上の留意点	7
第3章	国及び県、地域における発生段階と緊急事態措置等	8
第1節	発生段階	8
第2節	緊急事態措置及び重点措置への対応	11
第4章	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	13
第1節	患者数等の想定	13
第2節	社会・経済的影響	14
第5章	対策推進のための主な役割	15
第6章	対策を実施するための体制整備	17
第1節	白岡市新型インフルエンザ等対策本部について	17
第2節	対策の大綱	24
第7章	発生段階別の対策	30
第1節	未発生期（国内・海外未発生）	30
第2節	海外発生期	31
第3節	国内発生期	33
第4節	県内発生早期	36
第5節	県内感染拡大期	40
第6節	小康期	44

## 第1章 はじめに

### 第1節 改定にあたって

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年の周期で、型が大きく変わっています。新しい型のインフルエンザウイルスは、出現すると多くの人が免疫を持っていないために、世界的な大流行(パンデミック)を起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響を生じさせる可能性があります。

新型インフルエンザ等の対策強化を図るため、平成25年に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行されました。これを受けて、国は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を、埼玉県では「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を策定しました。市においても、国の指針に基づき、平成26年に「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

新型のウイルスや未知の感染症の中には、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。現在、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行(パンデミック)となっており、事態の収束は依然として不透明となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、ワクチン接種をはじめとして、まん延の防止のための様々な取組が行われています。感染症対策を強化するため、令和3年2月には特措法が改正されました。その中では「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(以下「重点措置」という。)が創設され、営業時間の変更の要請のほか、事業者に対する支援も規定されました。

市では、新型コロナウイルス感染症対策にあたって、「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき様々な取組を行ってきました。一方で、予測していなかった事態への対応も迫られるなど、対策には混乱がみられることもありました。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策の国や県の動向及びこれまでの経験と教訓を十分に踏まえ、より実行性の高い計画となるよう、本計画を改定します。

## ■ 新型インフルエンザ等に対する施策等の近年の動向

年	月	内 容	備 考
平成17年	11月	国 「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する。	「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて策定
		県 「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する。	
平成20年	5月	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」及び「検疫法」を改正する。	
平成21年	2月	国 行動計画を抜本的に見直す。	WHOは、同年6月「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言
	4月	新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生。 5月に国内で初の感染者が確認され、1年余で約2千万人がり患する。（※1）。	
平成23年	2月	県 新型インフルエンザ対策行動計画を見直す（※2）。	
	9月	国 新型インフルエンザ対策行動計画を見直す。	
平成25年	4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行される。	平成29年一部変更
	6月	国 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定する。	
平成26年	1月	県 「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。	
	11月	市 「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。	
令和2年	1月	WHOが新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を確認。国内でも感染者が確認される。 令和3年10月までに、全国で約171万人、埼玉県内で約11万5千人の感染（検査陽性者）が確認されている。	WHOは、同年3月に「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言
	2月	新型コロナウイルス感染症が指定感染症となる。	
	3月	特措法を改正。新型コロナウイルス感染症を追加（暫定措置）する。	
	4月	新型コロナウイルス感染症による初の緊急事態宣言の発出。	
令和3年	2月	特措法を改正。「まん延防止等重点措置」を創設。 感染症法を改正。新型インフルエンザ等感染症に新型コロナウイルス感染症を追加。	

（※1）病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られました。なお、り患とは病気にかかるという意味です。

（※2）新型インフルエンザ（A/H1N1）の特徴は季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応に当たり、行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととし、数次にわたり基本的対処方針やその運用指針等が示されました。

## 第2節 白岡市新型インフルエンザ等行動計画の位置付け

本計画は、特措法第8条に基づく、「市町村行動計画」です。

特措法では、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様の危険性があり、社会的影響が大きい感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としています。

また、特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）、重点措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっています。

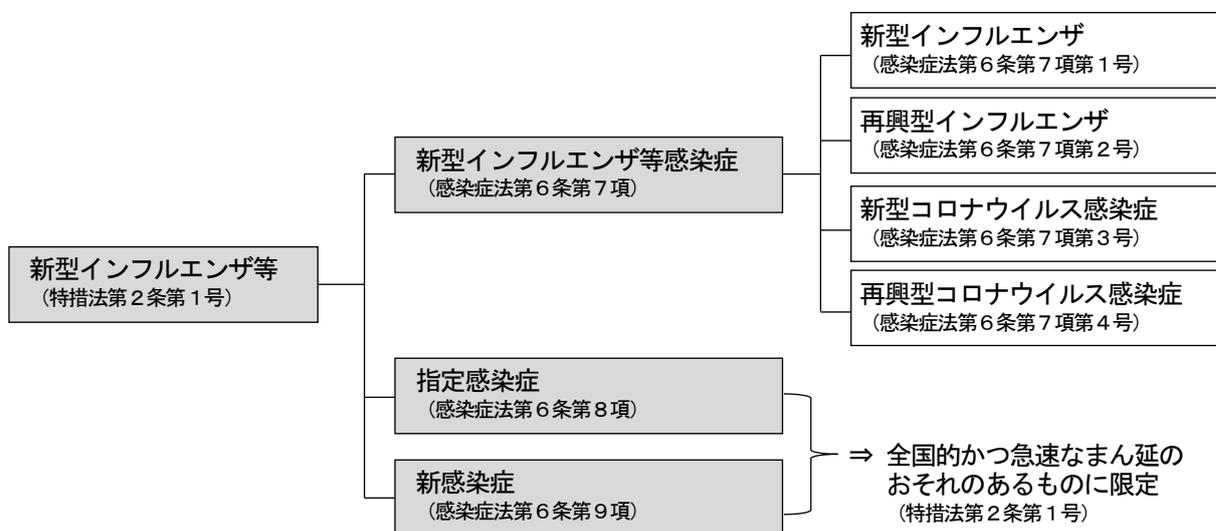
本計画の改定にあたっては、特措法第6条に基づく政府行動計画及び特措法第7条に基づく県行動計画等との整合性を図ります。

国	新型インフルエンザ等対策政府行動計画	特措法 第6条
埼玉県	埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画	特措法 第7条
白岡市	白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画	特措法 第8条

### 第3節 本計画の対象

本計画において対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、特措法第2条第1号に基づき、以下のとおりとします。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるもの
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



○鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象となっていません。

### 第4節 本計画の見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画や県行動計画が見直された場合などは、必要に応じ適時適切に本計画の変更を行います。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1節 対策の基本的な方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や県内、本市への侵入も避けられないと考えられます。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねません。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

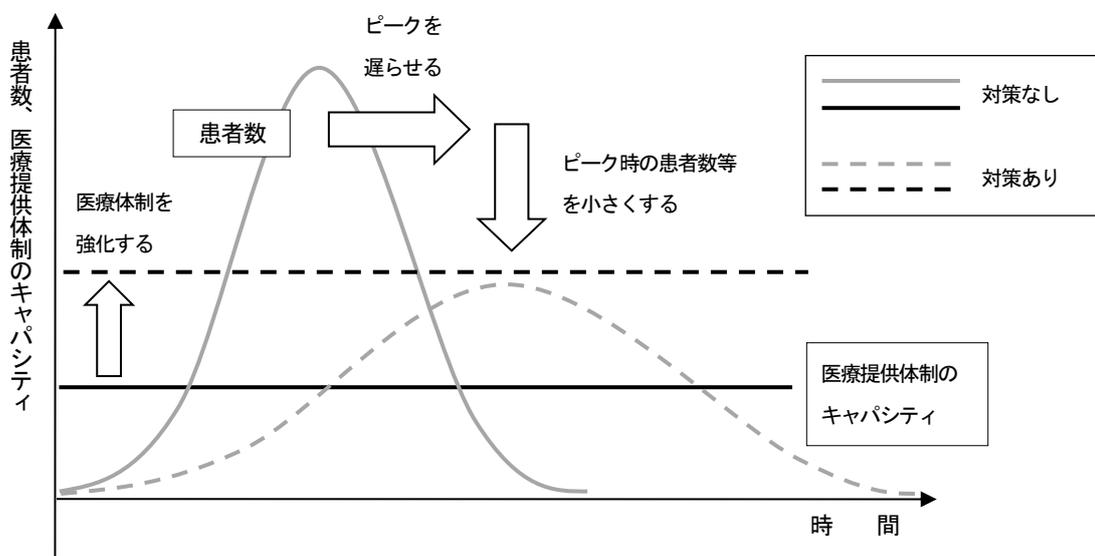
#### （1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、及び医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### （2）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。
- ② 事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### <対策の効果（概念図）>



## 第2節 地域全体での取組

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対応は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を総合的に行うことが必要となります。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むことなどについても積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制のキャパシティ超過や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定地方公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、公衆衛生対策がより重要です。

### 第3節 実施上の留意点

市が新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に、特措法第3条第4項に基づき対策を実施する場合には、次の点に留意します。

#### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行い、その制限は必要最小限のものとし、ます。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格に留意

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されています。どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意します。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

白岡市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとします。

市対策本部長は県対策本部長に対して、必要がある場合には新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請を行います。

#### (4) 記録の作成・保存・公表

市は、新型インフルエンザ等の発生に関して、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

## 第3章 国及び県、地域における発生段階と緊急事態措置等

### 第1節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なります。状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があります。県行動計画では、国の分類に基づき、埼玉県における発生段階を定めています。その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が判断するものとしています。

本計画における発生段階設定については、

- 本市が埼玉県東部の中央部に位置すること
- 公共交通体系がさいたま市等と直結しており、新型インフルエンザ等の発生については県と段階を同じくするものと考えられること
- 県行動計画との整合性に配慮すること

などから県行動計画と同様に以下のように定めます。

#### ■ 本計画における段階設定

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限りません。さらに、緊急事態措置や重点措置が実施された場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要があります。

<参考 県行動計画における設定>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画】 ・地域未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画】 ・地域発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画】 ・地域感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

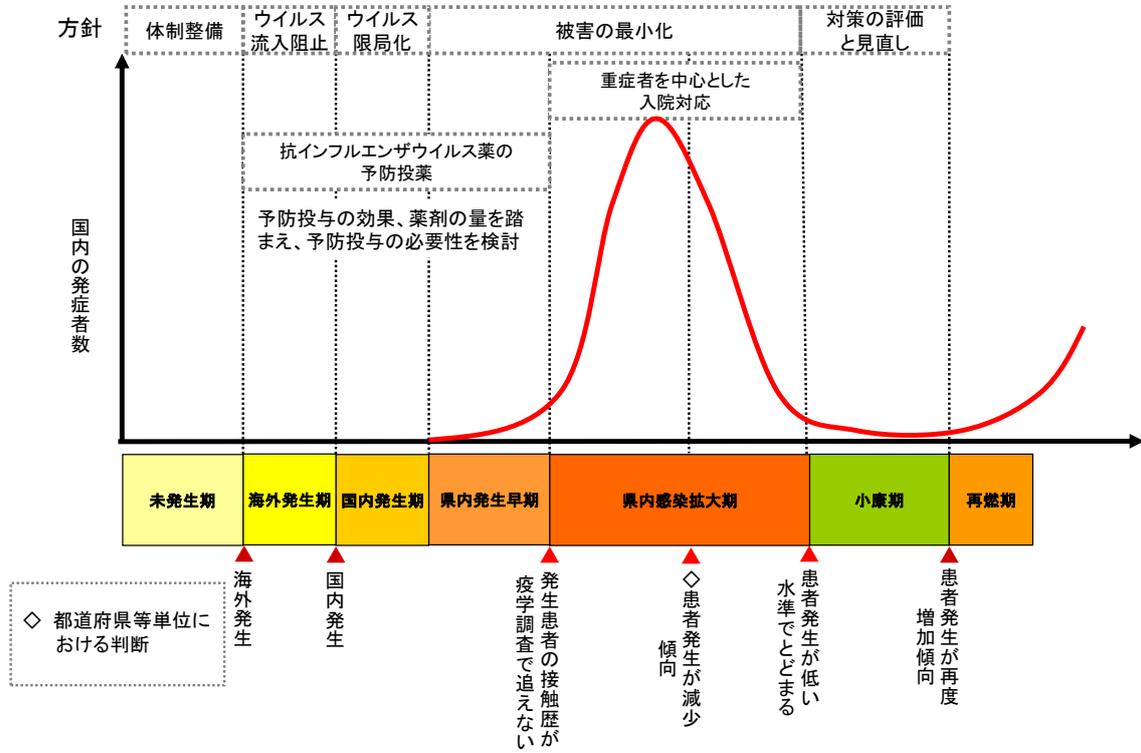
（備考1）これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限りません。

（備考2）県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがあります。

<参考 政府行動計画、県行動計画、本計画の段階対比>

政府行動計画		県行動計画	本計画
未発生期		未発生期	未発生期
海外発生期		海外発生期	海外発生期
国内発生早期	地域未発生期	国内発生期	国内発生期
	地域発生早期	県内発生早期	県内発生早期
国内感染期		県内感染拡大期	県内感染拡大期
小康期		小康期	小康期

# 発生段階と方針



## 第2節 緊急事態措置及び重点措置への対応

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態措置又は重点措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態措置又は重点措置を実施します。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生するがい然性が見込まれる場合において、原則、緊急事態措置は都道府県、重点措置は市町村等の区域を基に指定されることとなります。

県や市及び指定（地方）公共機関等は、緊急事態措置、重点措置が実施されたときは、国の基本的対処方針及び県行動計画に基づき、措置を講じます。

※以上のように「緊急事態措置」及び「まん延防止等重点措置」は、新型インフルエンザ等が一定の発生段階に達した場合に必ず行うわけではありません。政府行動計画に定めた発生段階にかかわらず、新規陽性者数や病床使用率の状況などにより、その都度、総合的に判断して行われます。

## 【市の主な措置】

- 市対策本部を設置します。
- 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請します。
- 市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。なお、小康期においても、国及び県と連携し、感染の再拡大に備え、前記の臨時の予防接種を進めます。
- 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県等と連携して必要な対策を講じます。
- 市は県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- 市は、県や国の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。（県内発生早期・県内感染拡大期）
- 市は、県や国の要請を受け、埼玉斎場組合等に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請します。
- 市は、県や国の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努めます。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、市は、国が定める埋葬又は火葬の許可等の手続に基づいて対応します。
- 市は、県や指定地方公共機関等とともに、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置及び重点措置における対策を縮小・中止します。

## 第4章 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

### 第1節 患者数等の想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルス等の感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものです。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しいものです。

平成25年策定（平成29年一部変更）の政府行動計画では、その時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定を行っています。国のこの被害想定を基に、県における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、平成26年に策定された県行動計画ではこれを参考としています。

#### ■ 県行動計画における被害想定

	全国		埼玉県	
医療機関を受診する患者数	約1,300万人 ～約2,500万人		約75万人～約140万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約53万人	約200万人	約3万人	約11万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約17万人	約64万人	約9,500人	約36,000人

（備考1）入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定しました。

（備考2）この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていません。

（備考3）この推計は、今後も適宜見直すことがあります。

埼玉県の推計に基づき、白岡市の患者数等を推計すると以下のように想定できます。

#### ■ 市の患者数等の推計

	埼玉県		白岡市	
医療機関を受診する患者数	約75万人～約140万人		約5,000人～10,000人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約3万人	約11万人	約200人	約760人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約9,500人	約36,000人	約65人	約250人

## 第2節 社会・経済的影響

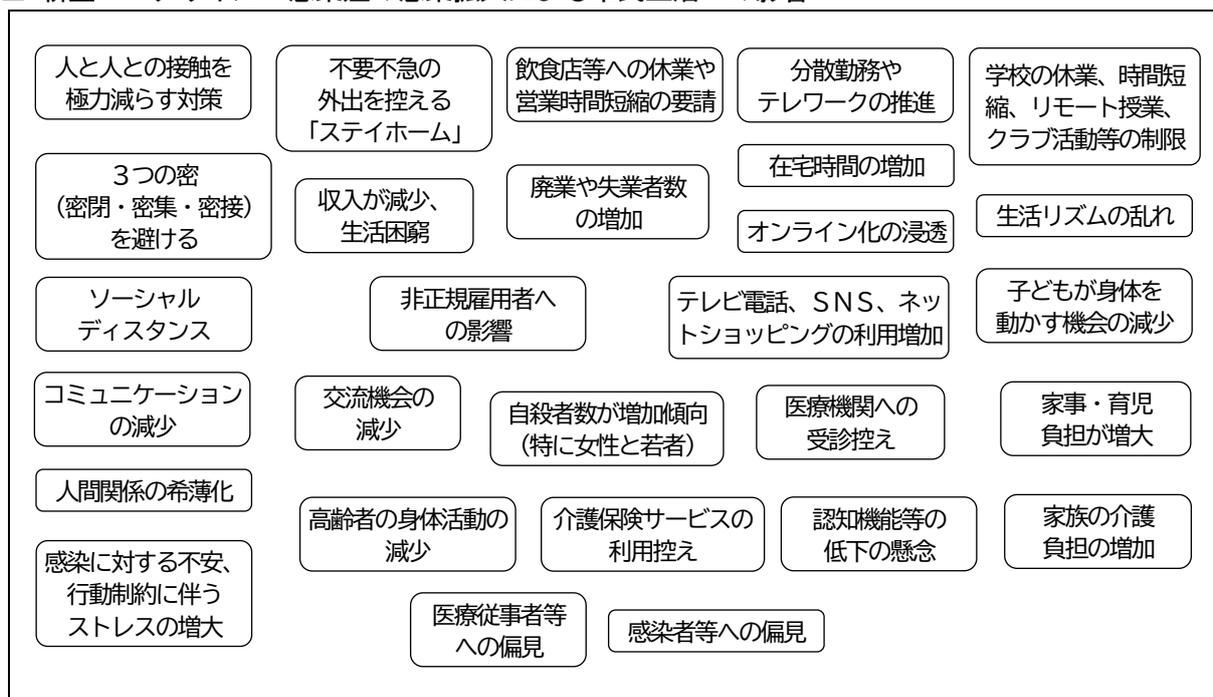
新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があります。県行動計画においては、以下のような影響が一つの例として想定されています。

### ■ 県行動計画における影響想定

- ア 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。
- イ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

新型コロナウイルスの感染は、令和2年1月に国内で最初の感染者が確認されて以降、急速に拡大しました。感染拡大防止のための対策や市民意識の変化などにより、市民の生活には以下のような様々な影響がありました。

### ■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活への影響



## 第5章 対策推進のための主な役割

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示します。

### (1) 国

地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努めます。

「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進します。

#### 【新型インフルエンザ等発生時】

- 政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進します。
- 医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施します。

### (2) 県

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担います。

県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えます。

新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

#### 【新型インフルエンザ等発生時】

- 県対策本部等を設置します。
- 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携します。
- 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供します。
- 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進します。

### (3) 市

市民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や市民の生活を支援します。

#### 【新型インフルエンザ等発生時】

- 国や県の動向を勘案して、市対策本部を設置します。
- 国が示す基本的対処方針に基づき、必要な対策を実施します。
- 県や近隣の市町と連携し、地域の実情に応じた対策を講じます。

<b>(4) 医療機関</b>
<p>新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策を進め、必要となる医療資器材の確保を行います。診療継続計画を策定するとともに、地域における医療連携体制を整備します。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等患者発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携します。</li> <li>○発生状況に応じて医療を提供します。</li> </ul>
<b>(5) 指定（地方）公共機関</b>
<p>指定（地方）公共機関とは、医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者です。特措法に基づき業務計画を作成します。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等対策を実施します。</li> <li>○国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施します。</li> </ul>
<b>(6) 登録事業者</b>
<p>登録事業者とは、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者です。職場における感染対策を実施し、重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施します。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国の指示により臨時に予防接種を実施します。</li> <li>○事業活動を継続します。</li> </ul>
<b>(7) 一般の事業者</b>
<p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一部の事業を縮小します。</li> <li>○多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底します。</li> </ul>
<b>(8) 市民</b>
<p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手します。</li> <li>○外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施します。</li> </ul>

## 第6章 対策を実施するための体制整備

### 第1節 白岡市新型インフルエンザ等対策本部について

#### (1) 市対策本部の設置

市長は、埼玉県が緊急事態措置対象地域となった場合、特措法第34条に基づき直ちに、市対策本部を設置します。

なお、緊急事態措置が実施されていない場合であっても、市民生活及び市民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、国や県の動向を勘案し、市対策本部を設置して対策を講じることとします。

※特措法に基づく、緊急事態を実施すべき期間は「2年を超えない期間。ただし、1年の延長は可能」となっています(特措法 第32条)。

#### (2) 市対策本部の設置場所

市対策本部は、白岡市役所庁議室に設置します。

#### (3) 市対策本部の運営

##### ①本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針、重要事項の協議及び連絡調整を行います。

##### ■ 本部会議の協議、調整事項

- 新型インフルエンザ等対策の基本方針に関すること。
- 動員配備体制に関すること。
- 各部間の調整事項の指示に関すること。
- 埼玉県、関係機関との連絡調整に関すること。
- 新型インフルエンザ等対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 市独自の新型インフルエンザ等対策に関すること。
- その他、新型インフルエンザ等の拡大の防止に関すること。

②本部会議の事務分掌

職名	担当者名	事務分掌
本部長	市長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。(順位は副市長、教育長とする。)
本部員	総合政策部長、市民生活部長、健康福祉部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長、企画政策課長、秘書広報課長、総務課長、財政課長、健康増進課長、教育指導課長 その他関係課長	本部長の命を受け本部の事務に従事する。副市長、教育長に事故があるときは、その職務を総合政策部長が代理する。
本部事務局	安心安全課長	本部会議の事務局として従事する。

消防	市の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員
----	--------------------------

(4) 市対策本部組織

市の対策本部の構成は次のようになります。

■ 対策本部の構成

部名	構成課名
総合政策部	企画政策課、秘書広報課、総務課、安心安全課、財政課、税務課、行財政改革推進室、会計課、議会総務課
市民生活部	地域振興課、商工観光課、農政課、市民課、環境課
健康福祉部	福祉課、子育て支援課、保育課、高齢介護課、保険年金課、健康増進課
学校教育部	教育総務課、教育指導課
生涯学習部	学び支援課、いきいき教育課
応援部	街づくり課、道路課、建築課、医療福祉拠点整備推進室、経営課、水道課、下水道課

## (5) 各部の事務分掌

新型インフルエンザ等対策本部における、各部の事務分掌は次のようになります。

### ■ 各部の事務分掌

#### 【総合政策部】

課名	事務分掌
企画政策課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関する事。 ②市独自の新型インフルエンザ等対策に関する事。
秘書広報課	①新型インフルエンザ等の情報収集、伝達及び報告に関する事。 ②新型インフルエンザ等の市民に対する広報の一元化に関する事。 ③報道機関への連絡及び対応に関する事。 ④本部役員の秘書に関する事。
総務課	①職員の感染に関する事。 ②職員の動員及び人員配置に関する事。 ③派遣職員及び被派遣職員等の人事並びに報酬に関する事。
安心安全課	①市対策本部の設置及び運営に関する事。 ②市対策本部会議の記録の作成、保存、公表に関する事。 ③国・県との連携に関する事。 ④災害時の避難所の感染症予防対策に関する事。
財政課	①緊急予算編成及び資金調達に関する事。 ②庁舎等の感染予防対策に関する事。 ③公用自動車の需要調整及び集中運用に関する事。
税務課	①部内の応援に関する事。
行財政改革推進室	①部内の応援に関する事。
会計課	①新型インフルエンザ等対策に必要な金銭の出納に関する事。
議会総務課	①議会への報告に関する事。 ②議員の感染に関する事。

#### 【健康福祉部】

課名	事務分掌
福祉課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関する事。 ②要援護者（災害時要援護者登録制度）の把握に関する事 ③要援護者及び自宅療養者等の支援に関する事。 ④障害者福祉施設の利用に関する事。 ⑤障害者福祉施設等における感染予防対策に関する事。 ⑥障害者福祉施設利用者の集団発生状況の把握等に関する事。

課名	事務分掌
子育て支援課	①児童施設等の利用に関すること。 ②児童施設等(保育所以外)における感染予防対策に関すること。 ③児童施設(保育所以外)利用者の集団発生状況の把握等に関すること。
保育課	①児童施設等の利用に関すること。 ②児童施設等(保育所)における感染予防対策に関すること。 ③児童施設(保育所)利用者の集団発生状況の把握等に関すること。
高齢介護課	①要援護者(高齢者)の支援に関すること。 ②高齢者福祉施設の利用に関すること。 ③高齢者福祉施設等における感染予防対策に関すること。 ④高齢者福祉施設(介護老人福祉施設等)における集団発生状況の把握等に関すること。
保険年金課	①部内の応援に関すること。
健康増進課	①医療に関すること。 ②予防接種(特定接種・住民接種)に関すること。 ③保健所等関係機関との連絡調整に関すること。 ④感染予防対策に関すること。 ⑤自宅療養者の支援に関すること。

#### 【学校教育部】

課名	事務分掌
教育総務課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関すること。 ②学校給食に関すること。 ③小・中学校施設の利用に関すること。
教育指導課	①小・中学校の休校等に関すること。 ②小・中学校における感染予防対策に関すること。 ③小・中学校における集団発生状況の把握等に関すること。

#### 【生涯学習部】

課名	事務分掌
学び支援課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関すること。 ②社会教育施設の利用に関すること。 ③社会教育施設における感染予防対策に関すること。
いきいき教育課	①社会体育施設の利用に関すること。 ②社会体育施設における感染予防対策に関すること。

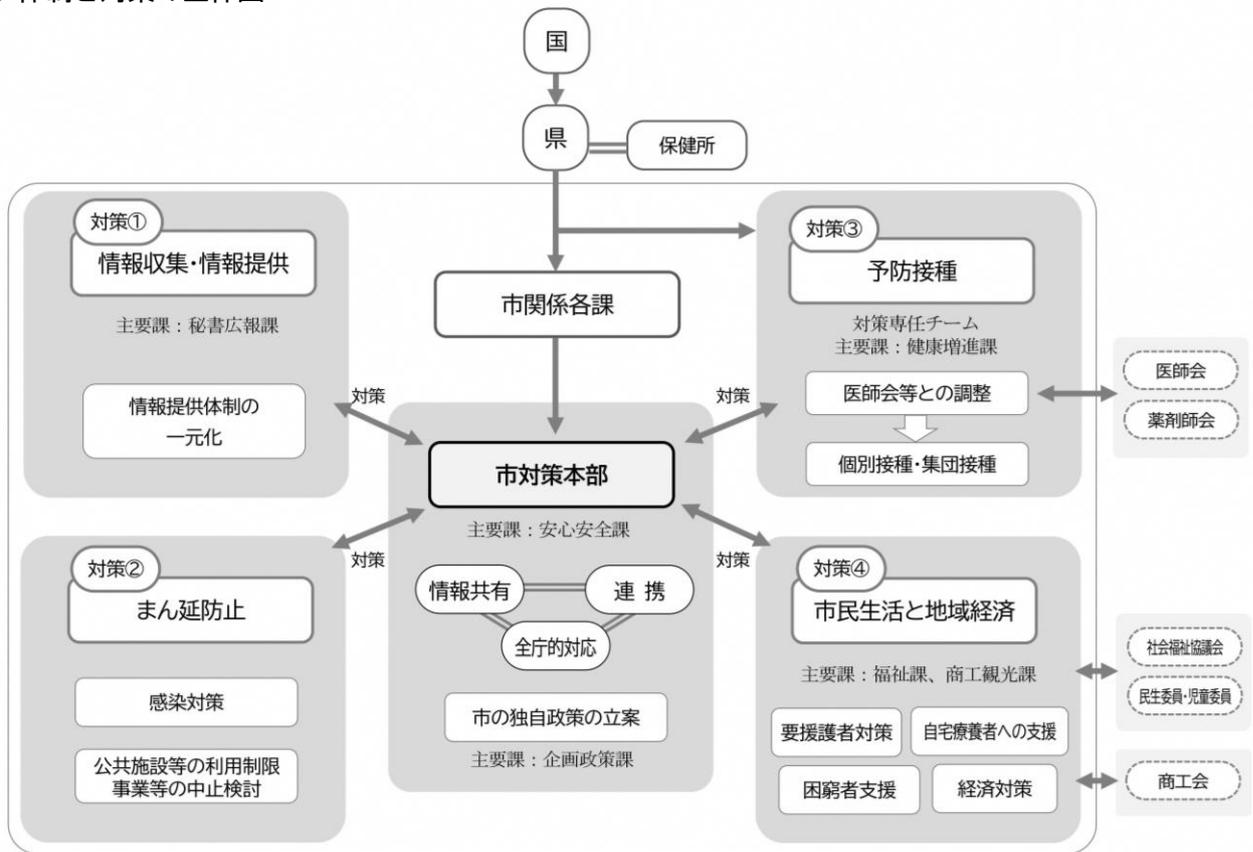
**【市民生活部】**

課名	事務分掌
地域振興課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関する事。 ②市民相談窓口の開設に関する事。 ③要援護者(外国人)の支援に関する事。 ④人権擁護に関する事。 ⑤コミュニティセンターの利用に関する事。 ⑥コミュニティセンターにおける感染予防対策に関する事。
商工観光課	①事業者支援に関する事。 ②生活必需品等の調達及び配布に関する事。
市民課	①遺体の埋・火葬許可等に関する事。
環境課	①遺体の安置等に関する事。 ②蓮田白岡衛生組合との連絡調整に関する事。
農政課	①食糧の調達及び配布に関する事。 ②所管施設の利用に関する事。 ③所管施設における感染予防対策に関する事。

**【応援部】**

課名	事務分掌
街づくり課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関する事。 ②各部・課に対する応援に関する事。 ③所管施設の利用に関する事。 ④所管施設における感染予防対策に関する事。
道路課	①各部・課に対する応援に関する事。
建築課	①各部・課に対する応援に関する事。
医療福祉拠点整備 推進室	①各部・課に対する応援に関する事。
経営課	①各部・課に対する応援に関する事。
水道課	①水の安定供給に関する事。 ②各部・課に対する応援に関する事。
下水道課	①各部・課に対する応援に関する事。

■ 体制と対策の全体図

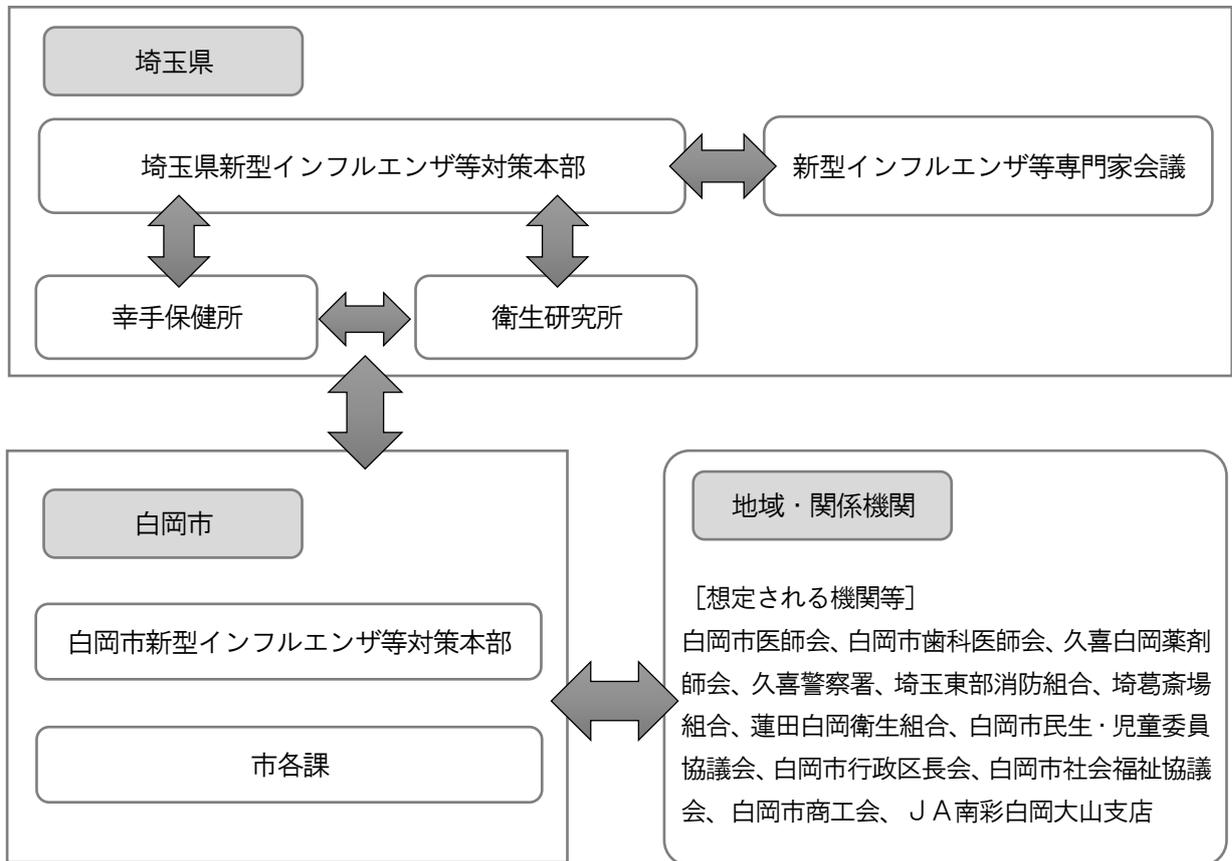


(6) 職員配備基準

新型インフルエンザ等の市内での発生状況等によって、職員の配備基準は異なりますが、市対策本部の設置当初の配備基準は、市地域防災計画における「非常体制第1配備」(市内で震度5強の地震が発生したとき等)とします。各課1/3以上の職員を配置するものとします。

### (7) 県や関係機関と連携した対策体制

新型インフルエンザ等対策は、以下のように県、白岡市、地域・関係機関が、必要に応じて連携しながら推進していくものとします。



## 第2節 対策の大綱

### (1) 情報収集と適切な方法による情報提供

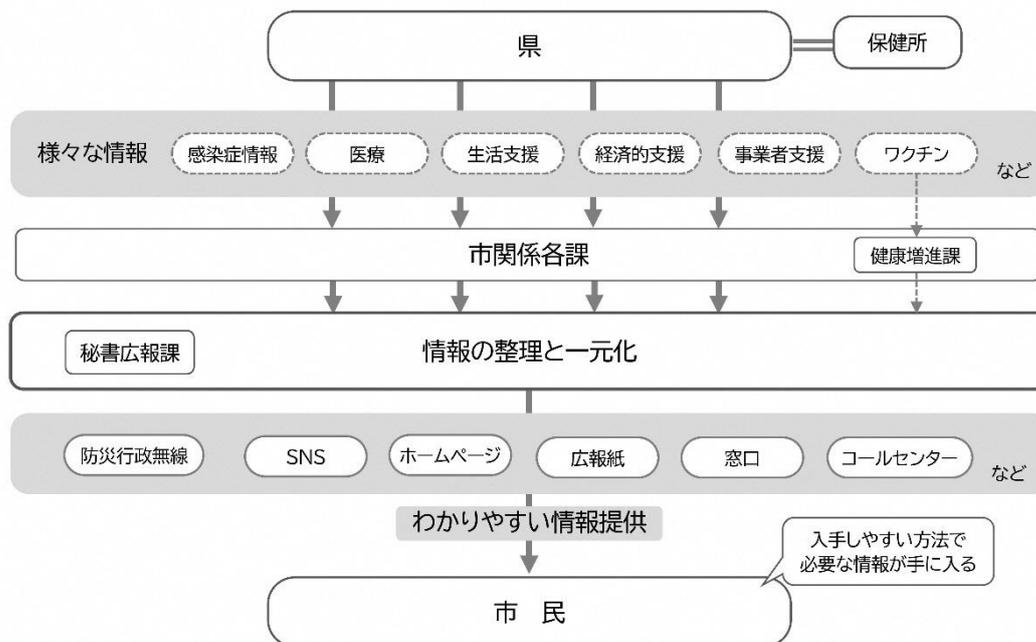
主要課：秘書広報課

市は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民をはじめ、医療機関、事業者等に情報提供することとします。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する十分な理解を得ることが、市民に正しく行動してもらう上で必要です。

市は、情報収集を適切に行うとともに情報を集約して一元化し、広報紙やホームページ、電話や窓口対応など様々な手段を効果的に活用しながら、市民への情報提供を行います。

#### ■市民への情報提供の一元化イメージ



#### ■情報の公表について

○個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要があります。プライバシーを保護することは重要であることは当然ですが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行うこととします。

○発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表としますが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手手段等を発表します。

## (2) まん延の防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

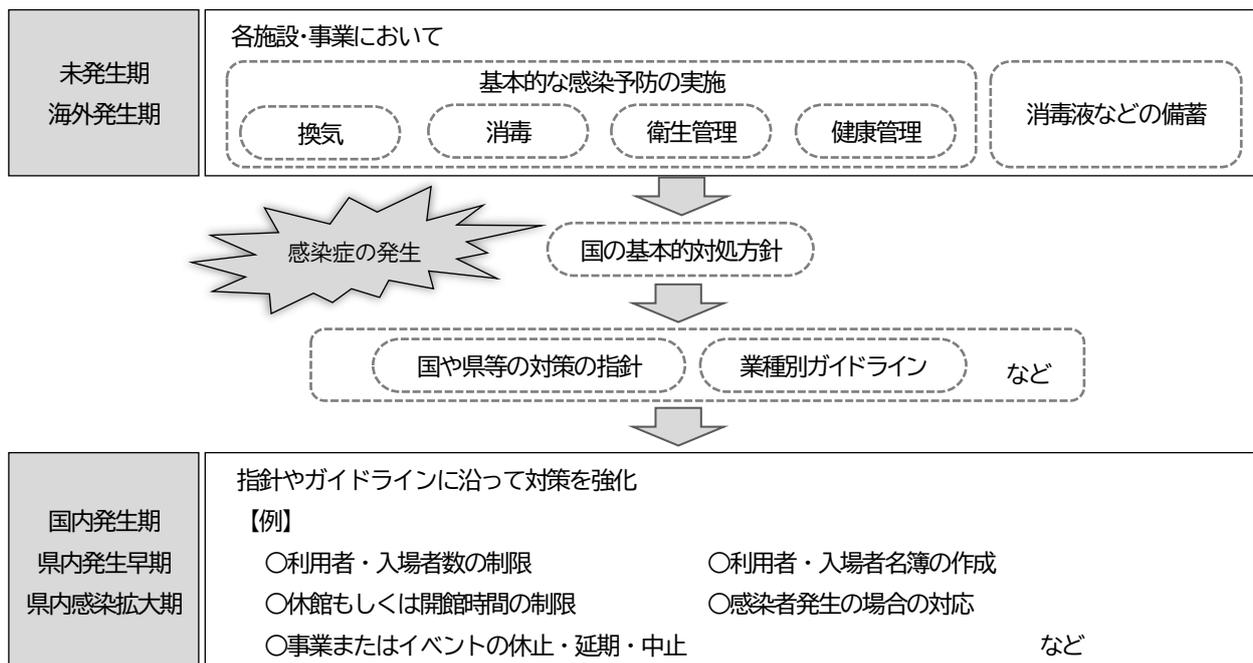
まん延防止は、個人対策・地域対策・職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせで行いますが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行うこととします。

緊急事態措置又は重点措置が実施されている場合の、公共施設等の利用制限やイベント等の中止の判断基準の整備、また、制限がされている場合の市民への情報発信のあり方などについて基本的なルールづくりも必要です。

特に児童施設や小・中学校の児童、生徒等に対しては、学校や施設は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要となります。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材について、ローリングによる備蓄等を行います。

### ■公共施設、事業の感染対策



### (3) 市民に対する予防接種の実施

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

市は、予防接種計画を作成し、国や県の要請を踏まえてワクチン専任チームを立ち上げ、速やかに接種体制の構築に努めることとします。

#### ■ 市が実施する予防接種の種類

種類	対象	根拠法	実施主体
特定接種	市の職員	特措法第28条 (予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種)	市
住民接種	市民	【緊急事態措置等がある場合】 特措法第46条 (予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種)	市
		【緊急事態措置等がない場合】 予防接種法第6条第3項の規定による臨時予防接種	市

#### <参考 特定接種の対象>

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- (a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

## ①特定接種

### 位置付け

特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市が実施主体として接種を実施するものです。

### 接種の準備

市は、特定接種の対象となり得る職員について把握し、厚生労働省宛てに人数を報告することとします。

### 国等への協力

市は、国が実施する登録事業者の特定接種業務について、必要に応じて協力します。

## ②住民接種

### 位置付け

住民接種は、全市民（在留外国人を含む。）を対象とします。

実施主体である市が接種を実施する対象者は、市の区域内に居住する者を原則とし、上記以外にも住民接種の対象者としては、市内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられます。

### 接種の準備

#### 【体制整備】

住民接種については、市が実施主体として、個別接種及び集団的接種により実施することとなります。

市は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するため、国及び県、医師会、関係事業者等の協力を得ながら、全市民が速やかに接種することができるよう、未発定期から体制の構築を図るものとします。

#### 【事前対策】

市は、市のワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行うとともに、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じて、あらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し市民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておきます。

#### 【広域連携】

市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。

#### 【関係機関との連携】

市は、速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

### 【医師会との連携】

実施主体となる市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、地域医師会等と連携の上、接種体制を構築します。

- a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- b. 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
- c. 接種に要する器具等の確保
- d. 接種に関する市民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）

### 【場所、資器材等の確保】

市は、接種のための会場について、地域の医療体制の実情に応じて、保健センター、学校など公的な施設を活用することや、医療機関に委託することにより、接種会場を確保します。

市は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。

### 広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。

#### 【想定できる状況】

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

#### 【留意点】

これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意します。

- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要です。
- b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要です。
- c. 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要です。

#### (4) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

主要課：福祉課、商工観光課

市は、新型インフルエンザ等発生時に、特措法に基づき市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう事前に十分な準備を行います。

市は、最も市民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、市民生活や経済の安定に関する取組や情報提供を行います。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資等については、特措法第11条に基づき、防災用備蓄品を活用して対応します。

さらに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある者(高齢者世帯、障がい者世帯、自宅療養者等)への具体的な支援体制の整備を進めます。要援護者については、地域感染期における生活支援(見回り、介護、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請への対応、また、県と連携し、市は、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく必要があります。

##### < 要援護者の例について >

国が作成した「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」では以下のように示されています。

- a. 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活(特に食事)が非常に困難な者
- b. 障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c. 障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d. その他、支援を希望する者(ただし、要援護者として認められる事情を有する者)

##### < 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者について >

新型コロナウイルスに感染して自宅で療養する市民に対し、感染状況に応じて県から必要な情報を得て、生活支援を行います。

- 【内容】
- パルスオキシメーターの貸与
  - 食糧品や生活必需品等の支給

## 第7章 発生段階別の対策

### 第1節 未発生期（国内・海外未発生）

状 態	新型インフルエンザ等が発生していない状態
目 的	発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方	<p>○新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。</p> <p>○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。</p>

#### (1) 実施体制

市の業務	担当課
<b>行動計画等の作成</b> 市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していきます。	○健康増進課
<b>業務継続計画の策定</b>	
市の業務執行に支障が生じないよう、市として継続しなければならない業務や、一時的に休止・延期する業務をあらかじめ明らかにすることを目的に、「新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を策定します。	○健康増進課 ○全課
<b>国・県等との連携</b> 市は、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を行うとともに、必要に応じて訓練を実施します。	○安心安全課 ○健康増進課
<b>発生への備え</b>	
市は、日頃から基本的な感染対策についての啓発を行います。	○健康増進課
体制整備、事前対策、広域連携等の予防接種の準備を進めます。	○健康増進課
市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設や設備の整備等を行います。 この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとします。	○安心安全課（市民用） ○健康増進課（医療用）
市職員が感染者及び濃厚接触者となった場合、またクラスターが発生した場合等の、報告ルート、健康観察、公表等に関する手順を定期的に確認します。	○総務課

## 第2節 海外発生期

状 態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
目 的	市内発生に備えて体制の準備を行います。
対策の考え方	<p>○新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、必要な体制の構築を図ります。</p> <p>○国が積極的に収集する、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握します。</p> <p>○海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。</p> <p>○検疫等により国内発生を遅らせている間に、情報収集・情報提供体制、まん延の防止、予防接種、市民生活や経済安定のための対策など、市内発生に備えた体制整備を急ぎます。</p>

### (1) 実施体制

市の業務	担当課
<b>対策本部会議の設置準備</b> 市は、国の基本的対処方針の発出及び県の対策本部会議設置に合わせ、市の対策本部会議の設置について準備を進めます。	○安心安全課

### (2) 情報収集と適切な方法による情報提供

市の業務	担当課
<b>情報提供方法</b>	
市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努めることとします。	○秘書広報課
ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を市民に提供します。	○秘書広報課
情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供手段を講じます。	○地域振興課 ○福祉課
<b>相談窓口の設置</b> 市は、国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設けます。	○健康増進課

## (3) まん延の防止に関する措置

市の業務	担当課
感染対策の実施	
市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。	○健康増進課

## (4) 市民に対する予防接種の実施

市の業務	担当課
特定接種の実施	
市は、国と連携し、市の地方公務員の対象者に対して、個別接種及び集団的接種により、本人の同意を得て特定接種を行います。	○健康増進課

## (5) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市の業務	担当課
要援護者対策	
市は、国からの要請に基づいて要援護者支援のための準備を進めます。	○福祉課 ○高齢介護課 ○地域振興課

### 第3節 国内発生期

状 態	県内では発生していないが、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目 的	市内発生に備えて体制の整備を強化します。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内で発生した場合の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置又は重点措置を実施した場合には、積極的な感染対策等を実施します。</li> <li>○医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。</li> <li>○市内での発生に備えて、情報収集・情報提供体制、まん延の防止、市民生活や経済安定のための対策など、体制の整備を急ぎます。</li> <li>○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。</li> </ul>

#### (1) 実施体制

市の業務	担当課
<b>対策本部会議の設置</b> 市は、緊急事態措置又は重点措置が実施された場合は、対策本部を直ちに設置します。なお、緊急事態措置又は重点措置が実施されていない場合でも、必要に応じて対策本部会議を設置し、対策の確認を行うこととします。	○安心安全課

#### (2) 情報収集と適切な方法による情報提供

市の業務	担当課
<b>情報提供方法</b> 市は、国及び県が発信する情報並びに地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報について、市民へ提供することとします。	○秘書広報課
<b>記者発表</b> 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておくこととします。	○秘書広報課

## (3) まん延の防止に関する措置

市の業務	担当課
<b>感染対策の実施</b>	
市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。	○健康増進課
児童施設等において、感染対策を徹底します。	○子育て支援課 ○保育課
小・中学校においては、感染対策について児童・生徒への指導を徹底します。	○教育指導課
様々な媒体を活用し、市民への感染症に対する注意喚起を行います。	○秘書広報課 ○健康増進課
市内公共施設の利用やイベント等の開催にあたっては、業種別ガイドライン等に基づき、感染対策の徹底を図ります。	○各課

## (4) 市民に対する予防接種の実施

市の業務	担当課
<b>住民接種の実施</b> パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、市は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始します。	○健康増進課
<b>住民接種の広報・相談</b> 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じます。 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要があります。	○健康増進課
<b>住民接種の有効性・安全性に係る情報提供</b> 市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	○健康増進課
<b>健康被害への対応</b> 予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種健康被害調査委員会会議を開催し、医学的見地からの調査、審議を行ったうえで、被害者の救済を行います。	○健康増進課

市の業務	担当課
<b>【緊急事態措置等が実施されている場合】</b>	
<b>市民に対する予防接種の実施</b> 市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更 <sup>*</sup> を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。	○健康増進課
<b>コールセンター等の設置</b> 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行います。	○健康増進課

（備考）基本的対処方針の変更を踏まえ とは⇒

特措法第46条第1項において、「政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。」となっています。

#### （5）市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市の業務	担当課
<b>要援護者対策</b> 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への食料品・生活必需品等の確保等を行います。	○福祉課 ○高齢介護課 ○地域振興課 ○農政課 ○商工観光課
<b>【緊急事態措置等が実施されている場合】</b>	
<b>水の安定供給</b> 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。	○水道課
<b>生活関連物資等の価格の安定等</b> 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び県と連携して必要な対策を講じます。 また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。	○商工観光課

## 第4節 県内発生早期

状 態	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
目 的	○市内での感染拡大をできる限り抑えます。 ○患者に適切な医療を提供します。 ○感染拡大に備え、体制を整備します。
対策の考え方	○感染拡大を止めることは困難ですが、積極的な感染拡大防止策を講じます。 ○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解が得られるよう、積極的な情報提供を行います。 ○感染拡大に備え、情報収集・情報提供体制、まん延の防止、市民生活や経済安定のための対策など、体制の整備を急ぎます。 ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。

### (1) 実施体制

市の業務	担当課
<b>対策本部の強化</b> 市は、新型インフルエンザ等が県内で発生したことが確認された場合には、県内発生早期の対策を確認し、全庁的な実施体制を進めます。また、県内感染拡大期に備えた対応を協議します。	○安心安全課

### (2) 情報収集と適切な方法による情報提供

市の業務	担当課
<b>情報提供方法</b> 市は、国及び県が発信する情報並びに地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報について、市民へ提供することとします。	○秘書広報課
<b>記者発表</b> 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておくこととします。	○秘書広報課

(3) まん延の防止に関する措置

市の業務	担当課
<b>感染対策の実施</b>	
市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。	○健康増進課
児童施設等において、感染対策を徹底します。	○子育て支援課 ○保育課
小・中学校においては、感染対策について児童・生徒への指導を徹底します。	○教育指導課
様々な媒体を活用し、市民への感染症に対する注意喚起を行います。	○秘書広報課 ○健康増進課
市内公共施設の利用、イベント等の開催にあたっては、感染対策を徹底するとともに、実施の有無についても協議します。	○各課
市職員の分散勤務やリモートワークの推進を図り、職員に感染が発生した場合は、勤務体制の調整を行います。	○総務課

(4) 市民に対する予防接種の実施

市の業務	担当課
<b>住民接種の実施</b> 市は緊急事態措置等が実施されていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進めます。	○健康増進課
<b>住民接種の有効性・安全性に係る情報提供</b> 市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	○健康増進課
<b>健康被害への対応</b> 予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種健康被害調査委員会会議を開催し、医学的見地からの調査、審議を行ったうえで、被害者の救済を行います。	○健康増進課
<b>【緊急事態措置等が実施されている場合】</b>	
<b>住民接種の実施</b> 市は、基本的対処方針を踏まえ特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。	○健康増進課
<b>住民接種の広報・相談</b> 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行います。	○健康増進課

(5) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市の業務	担当課
<p><b>要援護者対策</b> 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、市民に対する食料品・生活必需品等の確保等を行い、要援護者に必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供等）を行います。</p>	<p>○福祉課 ○高齢介護課 ○地域振興課 ○農政課 ○商工観光課</p>
<p><b>自宅療養者等への支援</b> 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、県や医療機関、患者本人等から要請があった場合には、県と連携し、必要な支援（パルスオキシメーターの貸与、食糧の支給等）を行います。</p>	<p>○健康増進課 ○福祉課 ○農政課 ○商工観光課</p>
<p><b>防災用備蓄品の調達</b> 防災用備蓄品を、必要に応じて要援護者や自宅療養者等への支援に活用します。</p>	<p>○安心安全課</p>
<p><b>生活困窮者等への支援</b> 新型インフルエンザ等の感染拡大により、生活困窮となった方への相談と支援を行います。</p>	<p>○福祉課</p>
<p><b>事業者への支援</b> 市内中小企業及び小規模事業者の事業継続を支援するため、必要な支援を実施します。</p>	<p>○商工観光課</p>
<p><b>遺体の火葬・安置</b> 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。</p>	<p>○市民課 ○環境課</p>

市の業務	担当課
<b>【緊急事態措置等が実施されている場合】</b>	
<b>水の安定供給</b> 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。	○水道課
<b>生活関連物資等の価格の安定等</b> 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び県と連携して必要な対策を講じます。 また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。	○商工観光課
<b>遺体の火葬・安置</b> 市は、国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応します。 市は、国から県を通じ行われる「死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する」旨の要請を受け、対応します。	○市民課 ○環境課
<b>要援護者支援</b> 市は、国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応します。	○福祉課 ○高齢介護課

## 第5節 県内感染拡大期

状 態	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)
目 的	○医療体制を維持します。 ○健康被害を最小限に抑えます。 ○市民生活・市民経済への影響を最小限に抑えます。
対策の考え方	○感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。 ○県内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行います。 ○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解が得られるよう、積極的な情報提供を行います。 ○流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。 ○情報収集・情報提供体制、まん延の防止、市民生活や経済安定のための対策など、体制の整備を急ぎ、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えます。 ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。

### (1) 実施体制

市の業務	担当課
<b>実施体制の強化</b> 市は、国や県と連携し、情報を積極的に収集します。対策本部会議においては、県内感染拡大期の対策を確認し、全庁的な実施体制と対策を強化します。	○安心安全課

### (2) 情報収集と適切な方法による情報提供

市の業務	担当課
<b>情報提供方法</b> 市は、国及び県が発信する情報並びに地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報について、市民へ提供することとします。	○秘書広報課
<b>記者発表</b> 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておくこととします。	○秘書広報課

(3) まん延の防止に関する措置

市の業務	担当課
<b>感染対策の実施</b>	
市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。	○健康増進課
児童施設等において、感染対策を徹底します。	○子育て支援課 ○保育課
小・中学校においては、感染対策について児童・生徒への指導を徹底します。	○教育指導課
様々な媒体を活用し、市民への感染症に対する注意喚起を行います。	○秘書広報課 ○健康増進課
市内公共施設の利用、イベント等の開催にあたっては、感染対策を徹底するとともに、実施の有無についても協議します。	○各課
市職員の分散勤務やリモートワークの推進を図り、職員に感染が発生した場合は、勤務体制の調整を行います。	○総務課

(4) 市民に対する予防接種の実施

市の業務	担当課
<b>住民接種の実施</b> 市は緊急事態措置等が実施されていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進めます。	○健康増進課
<b>住民接種の有効性・安全性に係る調査</b> 市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	○健康増進課
<b>健康被害への対応</b> 予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種健康被害調査委員会会議を開催し、医学的見地からの調査、審議を行ったうえで、被害者の救済を行います。	○健康増進課
<b>【緊急事態措置等が実施されている場合】</b>	
<b>住民接種の実施</b> 市は、基本的対処方針を踏まえ特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。	○健康増進課
<b>住民接種の広報・相談</b> 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行います。	○健康増進課

(5) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市の業務	担当課
<p><b>要援護者対策</b> 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、市民に対する食料品・生活必需品等の確保等を行い、要援護者に必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供等）を行います。</p>	<p>○福祉課 ○高齢介護課 ○地域振興課 ○農政課 ○商工観光課</p>
<p><b>自宅療養者等への支援</b> 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、県や医療機関、患者本人等から要請があった場合には、県と連携し、必要な支援（パルスオキシメーターの貸与、食糧の支給等）を行います。</p>	<p>○健康増進課 ○福祉課 ○農政課 ○商工観光課</p>
<p><b>防災用備蓄品の調達</b> 防災用備蓄品を、必要に応じて要援護者や自宅療養者等への支援に活用します。</p>	<p>○安心安全課</p>
<p><b>生活困窮者等への支援</b> 新型インフルエンザ等の感染拡大により、生活困窮となった方への相談と支援を行います。</p>	<p>○福祉課</p>
<p><b>事業者への支援</b> 市内中小企業及び小規模事業者の事業継続を支援するため、必要な支援を実施します。</p>	<p>○商工観光課</p>
<p><b>遺体の火葬・安置</b> 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。 市は、県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携するものとします。 市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。</p>	<p>○市民課 ○環境課</p>

市の業務	担当課
<p><b>【緊急事態措置等が実施されている場合】</b></p>	
<p><b>水の安定供給</b> 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。</p>	<p>○水道課</p>
<p><b>生活関連物資等の価格の安定等</b> 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び県と連携して必要な対策を講じます。 また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。</p>	<p>○商工観光課</p>
<p><b>遺体の火葬・安置</b> 市は、国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応します。 市は、国から県を通じ行われる「死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する」旨の要請を受け、対応します。</p>	<p>○市民課 ○環境課</p>
<p><b>要援護者支援</b> 市は、国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応します。</p>	<p>○福祉課 ○高齢介護課</p>

## 第6節 小康期

状 態	○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○大流行はいったん終息している状況
目 的	市民生活・市民経済の回復を図り、感染の再拡大に備えます。
対策の考え方	○感染の再拡大に備えるため、それまでの対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、感染の拡大による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。 ○感染の終息及び感染の再拡大の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供します。 ○情報収集の継続により、感染の再拡大の早期探知に努めます。 ○感染の再拡大による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

### (1) 実施体制

市の業務	担当課
実施体制の変更 市は、国、県の方針を確認し、感染の再拡大に備えた対策、小康期の対策を実施します。	○安心安全課
対策本部の廃止 県対策本部会議の廃止に合わせ、速やかに市対策本部を廃止します。	○安心安全課

### (2) 情報収集と適切な方法による情報提供

市の業務	担当課
情報提供方法 市は、国及び県が発信する情報並びに地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報について、市民へ提供することとします。	○秘書広報課

### (3) まん延の防止に関する措置

市の業務	担当課
—	—

## (4) 市民に対する予防接種の実施

市の業務	担当課
<b>住民接種の実施</b> 市は、感染の再拡大に備え、緊急事態措置等が実施されていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進めます。	○健康増進課
<b>住民接種の有効性・安全性に係る調査</b> 市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	○健康増進課
<b>健康被害への対応</b> 予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種健康被害調査委員会会議を開催し、医学的見地からの調査、審議を行ったうえで、被害者の救済を行います。	○健康増進課
<b>【緊急事態措置等が実施されている場合】</b>	
<b>住民接種の実施</b> 市は、感染の再拡大に備え、国及び都道府県と連携し特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種を進めます。	○健康増進課
<b>住民接種の広報・相談</b> 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行います。	○健康増進課

## (5) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市の業務	担当課
<b>要援護者対策</b> 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、市民に対する食料品・生活必需品等の確保等を行い、要援護者に必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供等）を行います。	○福祉課 ○高齢介護課 ○地域振興課 ○農政課 ○商工観光課
<b>自宅療養者等への支援</b> 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、県や医療機関、患者本人等から要請があった場合には、県と連携し、必要な支援（パルスオキシメーターの貸与、食糧の支給等）を行います。	○健康増進課 ○福祉課 ○農政課 ○商工観光課
<b>【緊急事態措置等が実施されている場合】</b>	
<b>緊急事態措置等の対策の縮小・中止等</b> 市は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置等の対策を縮小・中止します。	○各課